

## 新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 8 年 4 月 17 日蔵関第 336 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>航空貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和 29 年法律第 61 号、以下「法」という。）第 67 条の 2（輸出申告又は輸入申告の時期）のただし書及び関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号、以下「令」という。）第 59 条の 3（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）第 1 項第 3 号の取扱いについては、「航空貨物通関情報処理システムを利用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 13 年 9 月 25 日付財関第 781 号、以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 8 年 4 月 25 日から実施することとしたので、了知されたい。</p>	<p>航空貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和 29 年法律第 61 号、以下「法」という。）第 67 条の 2（輸出申告又は輸入申告の時期）のただし書及び関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号、以下「令」という。）第 59 条の 3（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）第 1 項第 3 号の取扱いについては、「航空貨物通関情報処理システムを利用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 13 年 9 月 25 日付財関第 781 号、以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 8 年 4 月 25 日から実施することとしたので、了知されたい。</p>
<p>（制定趣旨） 本邦に迅速に引き取られる必要があるため、税関空港を管轄する税関官署等に「予備審査制について」（平成 12 年 3 月 31 日付蔵関第 251 号）に定める予備申告が行われた航空貨物のうち、税関の審査の結果、取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域に貨物を搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告を行うことを認め（以下「到着即時輸入申告扱い」という。）直ちに輸入を許可することにより、通関の迅速化を図るものである。</p>	<p>（制定趣旨） 本邦に迅速に引き取られる必要があるため、税関空港を管轄する税関官署等に「予備審査制について」（平成 12 年 3 月 31 日付蔵関第 251 号）に定める予備申告が行われた航空貨物のうち、税関の審査の結果、取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域に貨物を搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告を行うことを認め（以下「到着即時輸入申告扱い」という。）直ちに輸入を許可することにより、通関の迅速化を図るものである。</p>
<p>記</p> <p>1. 対象貨物 航空貨物が到着する税関空港を管轄する税関官署等に、航空貨物通関情報処理システム（以下「航空システム」という。）を使用して予備申告を行ったもののうち、通達第 1 章 2-1-1（積荷に関する事項の報告等）に規定する AWB 情報（混載貨物については、HAB 情報）又は航空機の到着確認情報が登録される前に審査区分が簡易審査扱い（区分 1）又は書類審査扱い（区分 2）で審査が終了している貨物とする。 なお、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの対象とはならないので留意する。 (1) 及び(2)（省略）</p>	<p>記</p> <p>1. 対象貨物 航空貨物が到着する税関空港を管轄する税関官署等に、航空貨物通関情報処理システム（以下「航空システム」という。）を使用して予備申告を行ったもののうち、通達第 1 章 2-1-1（積荷目録の提出）に規定する AWB 情報（混載貨物については、HAB 情報）が登録される前に審査区分が簡易審査扱い（区分 1）又は書類審査扱い（区分 2）で審査が終了している貨物とする。 なお、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの対象とはならないので留意する。 (1) 及び(2)（同左）</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成8年4月17日蔵関第336号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2 . 予備申告</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 予備申告</p> <p>到着即時輸入申告扱いに係る予備申告は、前記(1)により予備申告に係る事項の登録を行った後に、所定の欄に到着即時輸入申告扱いを利用しての予備申告である旨の識別コード「U」又は「S」を入力のうえ、通達5-1-2(輸入申告)に準じて予備申告の登録をすることにより行わせるものとする。</p> <p>(注)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ . 予備申告の入力時期</p> <p>到着即時輸入申告扱いに係る予備申告は、AWB情報(混載貨物については、HAB情報)<u>又は</u>貨物確認情報(混載貨物については、混載貨物確認情報)又は航空機の到着確認情報が登録される前に行わせるものとする。</p> <p>これらの情報が予備申告の前に登録された場合には、到着即時輸入申告扱いに係る予備申告はできないので留意する。</p> <p>ハ . (省略)</p>	<p>2 . 予備申告</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 予備申告</p> <p>到着即時輸入申告扱いに係る予備申告は、前記(1)により予備申告に係る事項の登録を行った後に、所定の欄に到着即時輸入申告扱いを利用しての予備申告である旨の識別コード「U」又は「S」を入力のうえ、通達5-1-2(輸入申告)に準じて予備申告の登録をすることにより行わせるものとする。</p> <p>(注)</p> <p>イ . (同左)</p> <p>ロ . 予備申告の入力時期</p> <p>到着即時輸入申告扱いに係る予備申告は、AWB情報(混載貨物については、HAB情報)<u>又は</u>貨物確認情報(混載貨物については、混載貨物確認情報)が登録される前に行わせるものとする。</p> <p>これらの情報が予備申告の前に登録された場合には、到着即時輸入申告扱いに係る予備申告はできないので留意する。</p> <p>ハ . (同左)</p>
3及び4 (省略)	3及び4 (同左)